

国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長の定める資格として、次の条件を満たすことを証明する書類を提出できる者であること。

- 1 派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定される労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- 2 過去5年以内において、病院で本業務と同等の業務を人材派遣契約で12か月以上継続して行った実績を有すること。
- 3 個人情報の安全管理のための明確な措置を講じていること。
(下記のア)～(ウ)のうちいずれか)
 - ア) プライバシーマーク登録証の写し
 - イ) JAPHICマーク認証許諾証書の写し
 - ウ) 当該措置を講じていることが確認できる規程等の写しに会社印、代表者印を押印した書類